## 容積率特例措置関係告示案

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行 令(平成六年政令第三百十一号)第十八条の規定に基づき、認定建築物の特定施設の床 面積のうち、通常の建築物の特定施設の床面積を超えることとなるものを次のように定 める。

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行 令第十八条に規定する通常の建築物の特定施設の床面積を超えることとなるものとし て国土交通大臣が定める床面積は、次の各号に掲げる特定施設に応じて、それぞれ当該 各号に掲げるところによるものとする。ただし、各号の特定施設において、特別特定建 築物の場合は不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する 部分に限り、特別特定建築物以外の特定建築物にあっては多数の者が利用する部分に限 るものとする。

 一 廊下等 廊下等の種別に応じてそれぞれ次の表に掲げる数値を超える床面積と する。

•						
		廊下等の種別	両側に居室がある	その他の廊下等		
			廊下等(単位 平	(単位 平方メー		
			方メートル)	トル)		
	(1)	小学校、中学校、高等学校又は中	l . Ξ × L	ー・八× L		
		等教育学校における児童用又は生				
		徒用のもの				
	(2)	病院における患者用のもの、共同	ー・六× L	$-\cdot \equiv \times L$		
		住宅の住戸若しくは住室の床面積				
		の合計が百平方メートルをこえる				
		階における共用のもの又は三室以				
		下の専用のものを除き居室の床面				
		積の合計が二百平方メートル(地				
		階にあっては百平方メートル)を				
		こえる階におけるもの				
	(3)	(1)及び(2)に掲げる廊下等以外の	−·Ξ×L			
		もの				
	この表において、Lは、廊下等の長さ(単位 メートル)を表すものとする。					
_	階段	設 階段の種別に応じてそれぞれ次の表に掲げる数値を超える床面積とする。				
		階段の種別	段がある部分( 単位	踊場(単位 平方メ		
			平方メートル)	ートル)		
	(1)	小学校における児童用のもの	九十一×H/四十	ー・六八		

(2)	中学校、高等学校若しくは中等教	九十一×H/四十	ー・六八			
	育学校における生徒用のもの又	五				
	は物品販売業(物品加工修理業を					
	含む。第百三十条の五の三を除					
	き、以下同じ。)を営む店舗で床					
	面積の合計が千五百平方メート					
	ルを超えるもの、劇場、映画館、					
	演芸場、観覧場、公会堂若しくは					
	集会場における客用のもの					
(3)	直上階の居室の床面積の合計が	三十六×H/二十	ー・四四			
	二百平方メートルを、超える地上	五				
	階又は居室の床面積の合計が百					
	平方メートルを超える地階若し					
	くは地下工作物内におけるもの					
(4)	(1)から(3)までに掲げる階段以	六十三×H/八十	〇・九〇			
	外のもの	八				
この	この表において、日は階高(単位 メートル)を表すものとする。					

三 傾斜路 傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の種別に応 じてそれぞれ次の表に掲げる数値を超える床面積とする。

					<u> </u>	
洛の種別	傾斜が	ある音	阝分(単	踊場(単位	平方メ	
	位平	方メー	-トル)	ートル )		
交における児童用のもの	+-•	_×⊦	1	ー・六八		
交、高等学校若しくは中等教	$+-\cdot$	⊥×⊦	ł	ー・六八		
校における生徒用のもの又						
品販売業( 物品加工修理業を						
,第百三十条の五の三を除						
以下同じ。) を営む店舗で床						
の合計が千五百平方メート						
超えるもの、劇場、映画館、						
場、観覧場、公会堂若しくは						
場における客用のもの						
階の居室の床面積の合計が	九・六	×Н		ー・四四		
平方メートルを、超える地上						
は居室の床面積の合計が百						
メートルを超える地階若し						
也下工作物内におけるもの						
ゝら(3)までに掲げる傾斜路	六・C	×H		〇・九〇		
のもの						
この表において、日は階高(単位 メートル)を表すものとする。						
	校における生徒用のもの又 品販売業(物品加工修理業を 第百三十条の五の三を除 以下同じ。)を営む店舗で床 の合計が千五百平方メート 超えるもの、劇場、映画館、 器、観覧場、公会堂若しくは 場における客用のもの 踏の居室の床面積の合計が 平方メートルを、超える地上 は居室の床面積の合計が百 メートルを超える地階若し 地下工作物内におけるもの ら(3)までに掲げる傾斜路 のもの	交における児童用のもの+ー・交、高等学校若しくは中等教+ー・交、高等学校若しくは中等教+ー・校における生徒用のもの又品販売業(物品加工修理業を品販売業(物品加工修理業を第百三十条の五の三を除以下同じ。)を営む店舗で床の合計が千五百平方メート超えるもの、劇場、映画館、そころものく劇場、映画館、場、観覧場、公会堂若しくは場における客用のもの階の居室の床面積の合計が百九・六平方メートルを超える地上ホ・〇は居室の床面積の合計が百トートルを超える地階若しや下工作物内におけるものふ・〇ふら(3)までに掲げる傾斜路六・〇のものろ・〇	交における児童用のもの +ー・ニ×ト   交、高等学校若しくは中等教 +ー・ニ×ト   交、高等学校若しくは中等教 +ー・ニ×ト   校における生徒用のもの又 品販売業(物品加工修理業を   品販売業(物品加工修理業を 第百三十条の五の三を除   以下同じ。)を営む店舗で床 の合計が千五百平方メート   超えるもの、劇場、映画館、 場における客用のもの   踏の居室の床面積の合計が 九・六×日   平方メートルを超える地上 オ・ハ××日   は居室の床面積の合計が百 ハ・六×日   メートルを超える地階若し ホ・〇×日   ふら(3)までに掲げる傾斜路 六・〇×日   ひもの ハ・〇×日	交における児童用のもの +-・ニ×H   交、高等学校若しくは中等教 +-・ニ×H   校における生徒用のもの又 +ー・ニ×H   協販売業(物品加工修理業を 第百三十条の五の三を除   以下同じ。)を営む店舗で床 の合計が千五百平方メート   超えるもの、劇場、映画館、 場気観覧場、公会堂若しくは   場における客用のもの 九・六×H   平方メートルを、超える地上 は居室の床面積の合計が百   水ートルを超える地階若し ホ・〇×H   ふ(3)までに掲げる傾斜路 六・〇×H   のもの ハ・〇×H	交、高等学校若しくは中等教   +-・ニ×H   -・六八     校における生徒用のもの又   品販売業(物品加工修理業を   -・六八     品販売業(物品加工修理業を   第百三十条の五の三を除   -・六八     以下同じ。)を営む店舗で床   の合計が千五百平方メート   -・四四     超えるもの、劇場、映画館、   -・六×H   -・四四     場における客用のもの   九・六×H   -・四四     階の居室の床面積の合計が百   九・六×H   -・四四     平方メートルを、超える地上   は居室の床面積の合計が百   ハ・六×H     マトルを超える地階若し   ・・ハン   -・四四     シートルを超える地階若し   ・・ハン   ・・ハン     小う(3)までに掲げる傾斜路   六・〇×H   ・・ハ〇	

- 四 昇降機 かご一当たり一・一平方メートルを超える床面積とする。
- 五 便所 車いす使用者用便房について、便房一当たり一・〇平方メートルを超える 床面積とする。
- 六 駐車場 車いす使用者用駐車施設について、駐車施設一当たり幅二・五メートル を超える部分の床面積とする。ただし、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三 百三十八号)第二条第一項第四号の規定により延べ面積に算入しない自動車車庫の 部分を除く。